

被災者支援情報

台風15号・19号および10月25日の大雨で被災された方へ 住まいに関する支援制度の申込期間を延長しました

名称	概要	り災証明書に記載されているり災程度			
		大規模半壊	半壊	一部損壊(準半壊)	一部損壊(10%未満)
住宅の応急修理	日常生活に欠くことができない部分の修理を限度額の範囲内で支援する制度です。なお、被災住宅修繕補助金とは併用できません。	○ (限度額 59万5千円)	○ (限度額 59万5千円)	○ (限度額 30万円)	-
被災住宅修繕補助金	被災した住宅の修繕工事を行う方に対象工事額の20%を補助する制度です。(限度額50万円)	○	○	○	○
賃貸型応急住宅	被災したことによって民間賃貸住宅へ転居した(する)方に対し最長2年間の家賃を千葉県が負担する制度です。 なお、住宅の応急修理および被災住宅修繕補助金とは併用できません。	○	○	-	-
生活再建借上住宅	住宅に甚大な被害を受けた方に対し、住宅の修繕等を行う間、一時的に居住する民間賃貸住宅を借り上げて提供する制度です。	○	○	-	-
賃貸生活補助金	被災したことによって民間賃貸住宅へ転居した方へ家賃の1カ月分を補助する制度です。(限度額5万円)	○	○	-	-
災害復興住宅利子補給	住宅復興を目的とした資金を借り入れた方に対し、利子の一部を補助する制度です。	○	○	○	○

※条件等によっては支援対象とならない場合もあります。詳しくは建築課までお問い合わせください。
※申込期限は改めてお知らせします。

お問い合わせは、**建築課(8階)** ☎(20)1588、FAX(20)1606へ。

◎茂原市被災中小企業再建事業補助金

被災中小企業者が、千葉県中小企業復旧支援補助金で補助を受けた場合、茂原市独自に上乘せ補助を行います。

県への申請とは別に市への申請が必要となります。

◆補助額

県の補助対象経費のうち、県補助分を除いた自己負担額の1/2以内(上限額50万円)

◆申請期限 令和3年2月26日☎

お問い合わせは、**商工観光課(6階)**
☎(20)1528、FAX(20)1604へ。

◎千葉県中小企業復旧支援補助金

千葉県が被災中小企業者の事業活動再開に必要な費用を支援します。

◆補助対象経費

施設費・機械装置費等(すでに復旧が完了した経費も対象。保険給付を除く)

◆補助額

対象経費の3/4以内(上限額1,000万円)

◆申請期限 4月30日☎

お問い合わせは、
千葉県中小企業復旧支援補助金窓口
☎043(223)3725へ。